

## 館林市ふるさと納税返礼品提供事業者募集要項

### 1 目的

ふるさと納税制度を活用し、館林市（以下「市」又は「本市」という。）への寄附促進、本市の魅力発信、地元特産品のPR並びに販路拡大を図り、もって市内産業の振興に寄与することを目的とし、本市へ寄附いただいた市外在住の寄附者に対して、贈呈する返礼品の提供を行う法人又は個人事業者（以下「提供事業者」という。）を募集します。

### 2 提供事業者の要件

提供事業者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とします。ただし、要件を満たしていても、市が提供事業者として適当でないと認めた場合は、この限りではありません。

- (1) 市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場のいずれかがあり、市内で生産、製造、加工又はサービスの提供を行っている法人、団体、又は個人事業者。ただし、市内で生産された農産物等を原料に加工・製造・販売を行い、本市をPRしていると認められる場合は、市外の提供事業者も可能とします。
- (2) 市税（市民税・法人税）などの滞納がないこと。なお、市外の提供事業者の場合は、住所地において滞納がないことが確認できる書類を添付すること。
- (3) 代表者などが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び館林市暴力団排除条例に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

### 3 返礼品の要件

(1) 返礼品は、原則として次に掲げる全ての要件に適合しているものとします。また、詳細な要件は、平成31年4月1日付け総務省告示第179号の第5条の総務大臣が定める基準に適合するものとします。

- ① 本市の魅力や特産品のPRにつながるものであること。
- ② 市内で生産、製造、加工、又は原材料の主要な部分に市内の原材料を使用しているものであること。
- ③ 品質及び数量において、安定供給が見込めるものであること。（予め期間や数量を示して供給するものは可。季節限定の商品も可。）
- ④ 市から発注後、提供事業者自らが、速やかに発送できるものであること。
- ⑤ 食品については、返礼品の発送日から賞味期限までに一定以上の期間を有しているものであること。

(2) 寄附金額に応じた区分により返礼品を募集します。なお、返礼品の価格（梱包代、消費税を含む）は寄附金額の3割以下とし、市は、返礼品等の費用に加え、送料の実

費を負担します。

#### 4 提供事業者の特典等

- (1) ふるさと納税ポータルサイトに返礼品の画像、商品名、事業者名などが掲載され、商品等及び事業者のPRができます。
- (2) 返礼品の発送時に、自社商品等のパンフレットやチラシ等を同封することで、自社商品等の販売促進、PRを図ることができます。ただし、提供事業者によるパンフレットやチラシ等の送付は、返礼品発送時の同封に限り、商品のみ送付する場合と送料が変動しない範囲とします。

#### 5 募集期間

随時、受け付けます。

#### 6 申込方法

- (1) 下記の書類に必要事項を記入し、添付書類等とともに企画課まで提出してください。
  - ① 館林市ふるさと納税返礼品提供事業者登録申込書
  - ② 事業者や商品のパンフレットなど、提供事業者の活動内容が分かる資料
- (2) 企画課による審査後、所定の返礼品登録サイトに返礼品を登録してください。

#### 7 提供事業者及び返礼品の選定

申込内容を審査した結果、適正な提供事業者であり、対象商品が返礼品として適当であると認めた場合には、館林市ふるさと納税返礼品として採用を決定し、事業者に通知します。なお、採用後、提供事業者又は商品が本事業にふさわしくないと認められる場合は、採用を取り消すことがあります。

#### 8 個人情報の保護

提供事業者は、市から個人情報が提供された場合においては、館林市個人情報保護条例及び関係法令を遵守し、提供された寄附者の個人情報を厳重に取り扱うとともに、返礼品の送付以外の目的で使用することはできません。また、提供事業者でなくなった場合は、速やかに個人情報を破棄していただきます。

#### 9 その他留意事項

- (1) 返礼品に採用されても寄附者に選択されない場合がありますのでご了承ください。
- (2) 申込みした商品を変更又は辞退する場合は、速やかに市へ報告してください。
- (3) 商品の提供に係る事故やトラブル等に関しては、提供事業者が適正に対応・処理し

てください。

- (4) 返礼品の発送及び品質に関して寄附者から苦情等があったときは、真摯に対応して解決に努めるものとし、苦情の内容について市へ報告してください。この場合において、品質等による保証や苦情対応について、市は一切責任を負いません。
- (5) 市は、登録された事業者が本要項 2 及び 3 に定める要件に適合しなくなったと認める場合は、その登録を取り消すことがあります。
- (6) 市は、申込内容に虚偽があった場合若しくは市に損害を及ぼす行為があった場合は登録を取り消します。

## 10 申込み・問合せ

〒374-8501 館林市城町1番1号

館林市政策企画部企画課政策推進係

電話：0276-47-5102（直通）

E mail：kikaku@city.tatebayashi.gunma.jp

参考：館林市ふるさと納税URL：

<https://www.city.tatebayashi.gunma.jp/s003/kanko/020/090/030/20200104044000.html>